

第六次諏訪市行政改革大綱

平成 28 年 3 月
(令和 2 年 3 月 時点修正)

諏 訪 市

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ 1
I 行政改革の基本理念	・ ・ ・ ・ 2
1 行政改革に係る基本理念	・ ・ ・ ・ 2
2 改革の計画期間及び進行管理	・ ・ ・ ・ 3
II 行政改革の具体的方策	・ ・ ・ ・ 4
1 行政経営の改革	・ ・ ・ ・ 4
2 人と組織の改革	・ ・ ・ ・ 7
3 公共施設サービスの改革	・ ・ ・ ・ 9
4 財政運営の改革	・ ・ ・ 1 1

※ 裏表紙の「用語集」を必要に応じて、ご参照ください（*番号）。

はじめに

諏訪市は、効率的な行政運営を推進するため「行政改革大綱」を策定し、時代の変化に対応すべく改訂を行いながら、それぞれの時代背景の中で行政事務の見直し・改善を進めてまいりました。

また、平成24年度から10年間の市政運営の指針となる第五次総合計画を定め、多岐にわたる政策・施策を推進し「総合力」を高め、魅力あるまちづくりに取り組むことで人口減少抑制に努めてきました。

しかしながら、平成26年には37年間維持していた人口5万人台を下回り、今後も少子高齢化の一層の進行と、現下の不透明な世界情勢や国内経済状況において、依然として予断を許さない地方財政が続くと思われま

す。そのような中、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「諏訪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年12月に策定し、全庁的な人口減少抑制への取組内容を定めました。総合戦略の策定にあたっては、改めて人口ビジョンも定め、国の推計値や今後の独自の取組を勘案する中で、諏訪市将来人口の目標値を令和22年(2040年)に43,000人以上、令和42年(2060年)に40,000人以上としました。今後は、近隣市町村とも協調して積極的に広域連携を図りながら、取組を進めてまいります。

行財政改革は、経費節減に向けての取組だけではなく、本市の事業・業務の効率と質を向上させ、市民が真に必要としているサービスを適切に提供することに向けての取組でもありと考えています。

これらの状況を踏まえ、行政改革推進委員会においては活発な審議を重ね、パブリックコメントに寄せられた意見も参考にしながら、平成28年3月に第六次諏訪市行政改革大綱を策定しましたが、令和4年度にスタートする第六次諏訪市総合計画と連動するため、このたび必要な時点修正を行い、計画期間を2年間延長します。

本市は、この大綱を踏まえ、より一層の住民福祉の向上のため、市議会をはじめ市民のご理解とご協力を得ながら、市民満足度の向上と「透明度日本一のまち」を目指し、積極的に行政改革に取り組んでまいります。

I 行政改革の基本理念

1 行政改革に係る基本理念

諏訪市は、行政改革を推進するための基本理念として「行政経営の改革」を理念の土台とし、「人と組織の改革」「公共施設サービスの改革」「財政運営の改革」の3本の柱により、その実現に向けて以下のとおり取り組んでいきます。

(1) 行政経営の改革

行政改革は、これからのあるべき行政の姿について、確かな現状の把握と市民の理解と協力を得て推進していくことが重要です。

積極的な行政情報の提供による市民との情報共有を図り、行政の有するヒト・モノ・カネという経営資源を有効に機能させるため、事務事業の改善と行政マネジメントシステムの確立により、市民満足度の向上に努めます。

また、政策の立案・遂行に当たっては、市民と行政の責任分野を明確にしながらか、協働や多様な民間活力の導入を推進し、公民一体となった行政経営に努めます。

(2) 人と組織の改革

カイゼン活動等の取組により培ったノウハウを活かし、業務に対する目的意識やコスト意識の向上など職員の意識改革や資質向上を促すとともに、市民ニーズ・社会情勢の変化に応じたすばやい連携体制を取ることができるよう、柔軟な組織づくりに努めます。

(3) 公共施設サービスの改革

公共施設等（インフラ施設含む。）については、ファシリティマネジメント*1の考え方により、経営的視点に立ち、全体の状況及び将来見通しの把握と分析を行い、施設を有効かつ適切に管理する仕組みを導入します。また、その情報を市民と共有し、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設の最適な配置と整備に努めます。

(4) 財政運営の改革

地方自治の運営は、地方自治法にいう「住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」の

基本原則に立ち返り、計上した予算については、有効に活用し、効率的に執行することはもとより、余剰となった予算額を年度内に使い切らず、次年度以降の財源とするよう経費の節減等を図るとともに、事業の成果を重視した行政改革を進めます。

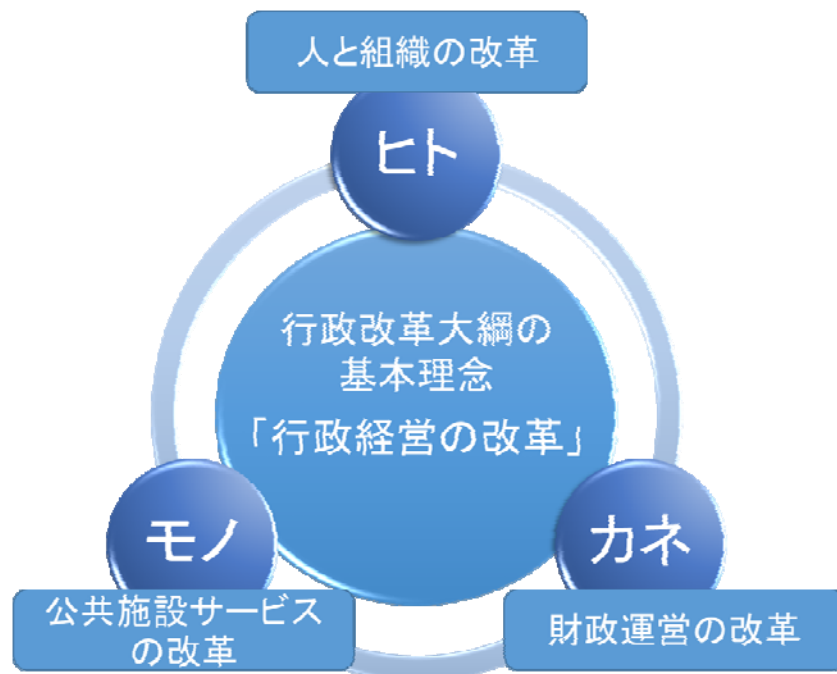
特に、真に必要性の高い事業への重点的な予算配分に配慮しながら、複雑多様化する住民ニーズに的確に対応し、サービスの向上に努めます。

2 改革の計画期間及び進行管理

第六次行政改革大綱の計画期間（平成28年度から令和元年度まで）を2年間延長し、令和3年度までとします。

行政改革の進行管理に当たっては、「第五次諏訪市総合計画」「諏訪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進とともに、実施計画の査定、予算編成等の過程において、行政評価による事業の成果及び進捗状況の確認を行い、更なる改善を図ります。

また、具体的な取組項目を設定し、取組状況の評価を行います。



II 行政改革の具体的方策

1 行政経営の改革

(1) 事務事業の改善及び行政マネジメントシステムの確立

[基本方針]

厳しい財政状況下において、市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、ムダを徹底的に排除し、重要課題に力を注ぐため、「選択と集中」を着実に推進します。

第五次諏訪市総合計画に掲げた基本目標に沿って取り組んだ事務事業及び施策について、行政評価を有効活用し、取組状況の検証を積み重ね、市民満足度の向上に努めます。

また、「カイゼン活動」のノウハウなどを活かし、BPR（専門化され、プロセスが分断された分業型組織を根本的に見直し、プロセスに視点を置き、組織、職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計し顧客満足を生み出す改革）を研究し、スムーズな事務事業の執行のための「業務改善サイクル」の定着を図ります。

[取組事項]

- ① 「カイゼン活動」のノウハウを活かして、間違いの無い事務処理体制を構築するために整備した「業務進行シート」を活用し、業務改善サイクルの定着を図ります。
- ② 行政評価を実施し、施策や事務事業の成果、達成度を検証し、結果を公表します。
- ③ 市民ニーズの行政運営への反映を目的とした「市民満足度調査」を実施し、結果を公表します。
- ④ 行政評価の結果に基づいて、事業の取捨選択・見直しを行うとともに、実施計画の策定、予算編成の過程にも行政評価の結果を活用し、更なる改善を図ります。
- ⑤ 目的を達成した、あるいは社会経済情勢の変化等により、必要性が希薄となった事務事業については、縮小や統廃合を行います。
- ⑥ 事務事業評価において、外部評価制度を活用し、行政評価の客観性及び信頼性の確保と行政運営の透明性の向上を図ります。
- ⑦ 平成28年10月に策定した「諏訪市業務継続計画（BCP*2）」を定期的に見直すことにより、大規模災害時等に、行政が実

施すべき業務を発災直後から、限られた職員でも効果的かつ適切に執行できるよう、スムーズな業務体制を整えます。

- ⑧ 令和元年度、庁内に「業務スマート化プロジェクト」を立ち上げ、住民サービス向上や業務効率化の観点からA I * 3 ・ R P A * 4等の先端技術の導入を進めます。

(2) 市民等との協働の推進

[基本方針]

行政と市民等の責任分野を明確にしながら、協働や民間活力の導入を推進し、多様な担い手との良好なパートナーシップによる行政運営に努めます。

[取組事項]

- ① 「協働の取組の基本方針」に基づき、住民懇談会の開催などにより市民との積極的な情報交換を行い、「自助・共助・公助」の公共サービスの仕組みづくりを進めます。
- ② 医療・介護・福祉、子育て、環境、産業振興などの分野において、各種団体や企業等との連携体制を構築します。
- ③ 災害時や非常時における体制整備のため、「諏訪市安全で安心なまちづくり条例」に基づき、市民と行政が一体となって対応するための意識啓発を進めます。
- ④ 市が関与し運営を行っている団体事務局等の自立を図るとともに、当該団体への補助金等を公表し、補助事業の効果に係る検証を継続実施します。
- ⑤ 区・自治会と行政がお互いに役割分担をし、協力して協働によるまちづくりを進めます。

(3) 民間委託の推進

[基本方針]

「公共サービス基本法」により、民間委託の可能な業務が拡大しています（公金に関する債権回収業務等）。

市民サービスの質の確保とプライバシーの保護に留意し、次の事項について民間委託を推進します。

ア 事務事業の性質や法令等の変化により、行政が実施主体となっ
て行う必要性が失われ、又は減少しているもの。

イ 民間によって同種のサービスが提供されていて、行政が競合して実施する必要性が薄れているもの。

ウ 市場原理や民間活力等の活用により、効率性とサービスの向上が期待できるもの。

[取組事項]

① 以下のような業務・事務事業について、民間委託を積極的に検討します。

- ・ 定型的なもの。
- ・ 業務の形態が時期的に集中するなど、常時一定の職員を配置する必要のないもの。
- ・ 専門的な知識や技術、設備等を必要とするもの。
- ・ 各種イベントや研修会、講習会等民間で効率的な運営が期待できるもの。
- ・ 技術革新の進歩が早いもの。
- ・ 同種の業務を行っている民間の事業主体が多いもの。

(4) 行政手続の簡素化

[基本方針]

市広報やホームページなどを通じ、行政情報を積極的に公表することにより、情報公開制度並びに行政手続制度の適正な執行を図ります。

また、社会保障・税番号制度の活用により、事務手続の簡素化を図ります。

[取組事項]

① 申請書様式の簡略化や添付書類の削減など、申請手続の簡素化に努めます。

② ホームページによる行政情報の提供の充実を図ります。また、申請手続について、電子化が可能な申請からインターネットによる電子申請を進めます。

(5) 行政情報の効果的な活用

[基本方針]

地方自治体では、財源の減少や少子高齢化などの諸問題がますます増えてきています。限られた財源・人員等で増大する住民要望に対応するためにはICT(情報通信技術)の活用が重要です。このためIC

Tの活用により、積極的な行政情報の提供と情報共有による事務の効率化、省力化、迅速化やコストの縮減及び住民サービスの向上を図ります。

[取組事項]

- ① 必要な情報システムの整備や既導入システムの活用により、行政情報や災害情報等の迅速でタイムリーな受発信に努めます。
- ② 分かりやすい情報提供推進のため、市広報及びホームページの一層の活用と充実を図ります。
- ③ 「行政チャンネルシステム」の充実や有効利用を図ります。
- ④ 社会保障・税番号制度を活用した、行政サービスの利便性の向上を図ります。
- ⑤ 知名度・好感度アップと市の魅力発信のため、有効にSNSを活用し「シティプロモーション*5」を行います。

(6) 広域連合等の積極的活用

[基本方針]

住民福祉の増進と事務処理の効率化の見地から、広域処理が適切であると認められる事務事業については、広域連合や一部事務組合における処理を推進します。

[取組事項]

- ① 広域計画に基づく事業の推進とともに、今後も広域で運営することが望ましい事業については、広域連合や一部事務組合での検討を積極的に働きかけます。

2 人と組織の改革

(1) 定数の適正化と柔軟な組織づくり

[基本方針]

平成31年4月現在、本市の職員数は474人となっています。今後も会計年度任用職員や民間活力を有効に活用しながら、最少の人員で最大の効果を挙げることを基本とし、常に必要な行政サービスを確保しつつ、類似団体等との比較・検討を行いながら、職員の適正配置に努めます。

限られた財源、人員の中で市民サービスの向上を図るため、市民ニ

ーズ・社会情勢に応じてすばやく連携体制が取れるよう、柔軟な組織づくりに努めます。

また、2040年に高齢化のピークを迎えるにあたり、人的資源が縮小していく将来を鑑み、限られた職員数で最大限の行政サービスを提供するための検討を進めます。

[取組事項]

- ① 組織については、常に各部単位の役割分担を見直し、組織の拡大や細分化を抑制するとともに、事務事業の再編・整理、廃止・統合やRPA等を活用した業務スマート化、民間委託等を推進します。
- ② 市民満足度調査や行政評価の結果を反映し、市民ニーズ・社会情勢に応じてすばやく連携体制が取れるよう、柔軟な組織づくりに努めます。
- ③ 諮問機関である審議会等については、随時見直しに努めていますが、今後も引き続き社会の変化に対応できる審議会等となるよう、構成員等のあり方を検討しながら、見直しを行います。

(2) 求められる人材育成と適正な人事管理

[基本方針]

少数精鋭による行政運営の時代を迎え、職員には市民に信頼される使命感と倫理観を備えたうえで、高度な政策形成能力、専門能力が求められています。そこで、諏訪市人材育成基本方針に掲げる「目指すべき職員像」を組織共通の指針とし、職員の意識改革、執務能力の向上及びコンプライアンス（法令遵守）の徹底に努めます。

職員給与については、情勢適応の原則に基づく適正な水準の確保を基本に、職務・職責、勤務実績に応じた給与構造への転換と定着を図ります。また、人事管理システムと人事考課制度を活用した適切な人事労務管理を推進し、職員の意欲を高め、公務の活力を確保します。

[取組事項]

① 人事管理システムの活用

職員の自己申告に基づく資格・健康・キャリア選択や研修履歴など、人事管理に必要な情報を有機的に管理し、処遇や人事異動、複線型人事などの円滑かつ的確な実施を図ります。

② 人事考課制度の活用

職員の意欲、能力を高めるとともに、勤務実績等を公正な処遇に反映できる人事考課制度の構築を目指します。また、制度の運用にあたっては、考課のプロセスを重視した人材育成のための仕組みとして活用を図り、もって公務の能率的かつ適正な運営の確保に努めます。

③ 高い資質を備えた人材の確保と任期付職員等の活用

さまざまな行政課題に対応していくためには、専門的知識はもとより高い資質を備えた職員の確保が必要です。職員の採用にあたっては、筆記試験に併せて面接や作文試験を課すなど、総合的な所見による選考を引き続き行います。また、休業中の職員の補完や専門分野等では、任期付採用職員制度の有効活用を図るほか、職員の再任用・再雇用のあり方について検討を進めます。

④ 職員研修制度の充実

職員の能力開発と人材育成を図るため、採用時からの計画的な研修や行政課題に対応した専門研修など、効果的に実施するよう努めます。

⑤ 市民とともに学習する機会の拡大

職員出前講座の継続や各種市民団体との積極的な対話を通じて、市民との協働や市民とともに学習する機会を増やします。

⑥ 「複線型人事」導入の検討

職員の能力等を積極的に活用するために、職員個々のキャリアデザインに対する考え方を定着させ、職員の意欲や専門性を活かせる「複線型人事」の確立を目指します。

3 公共施設サービスの改革

(1) 施設の管理運営とサービスの充実

[基本方針]

本市は、市民ニーズに対応した公共施設の整備を進めてきましたが、今後も市民参加による要望を反映しながら、公共施設の適正な配置と整備に努めます。また、公共施設等総合管理計画の策定により、施設の安全性及び効率的・効果的な運営管理の総点検を行い、長期的な視点を持ち、ライフサイクルコスト*6の軽減と財政負担の平準化を行い、統廃合も含めた施設の計画的な整備・改善を図ります。

施設運営は、企画・運営体制の改善を図るとともに、情報化の進展

に伴う施設情報の発信や利用申込みの電子化、更には利用時間の延長や夜間・休日対応など利便性の向上に取り組み、運営面での有効活用がされるよう努めます。また、有効活用されていない施設については、積極的な開放や多面的活用を検討します。

施設の管理については、住民サービスの低下を招くことなく、より良いサービスを効果的に市民に提供するため、指定管理者制度の導入を含め適正な管理を行います。

[取組事項]

- ① 施設の整備や運営管理については、「第五次諏訪市総合計画」に基づき、施設の役割、機能等を多面的に検討するとともに、施設利用者や住民懇談会、市民満足度調査などを通じ、市民ニーズの分析を的確に行い、要望の反映に努めます。
- ② 施設の建設・運営については、行政が施設を建設するのではなく、施設が生み出すサービスを購入するPFI*7等の手法の研究や、「合築」（用途の異なる建物を一体的に整備する方式）や「スケルトンインフィル方式」（構造体と内装を分離して設計し、用途が変更になるたびに内装のみを変更する方式）等、幅広く検討します。
- ③ 「諏訪市建築物耐震改修促進計画」に基づく耐震診断や改修を継続的に進めます。
- ④ 地区等において自ら運営管理が可能な施設については、整備・建設の前に地区等と協議を整え、できる限り地区等の管理に委ねます。
- ⑤ 施設予約システムの充実や利用時間の延長、受付窓口について平日夜間と休日対応の体制づくりを進めます。
- ⑥ 遊休施設を地域の生涯学習やスポーツ活動に積極的に開放するとともに、広域的な活用を図ります。
- ⑦ 施設管理については、固定資産台帳と施設カルテを活用するとともに、施設維持のためファシリティマネジメントの手法を導入します。また、継続的な委託業務については、契約内容や金額等について見直しを進め、長期継続契約の有効活用を図ります。
- ⑧ 公共施設等総合管理計画の推進にあたっては、官民連携のPPP*8/PFIの活用を研究し、固定資産台帳の公表による情報提供により、民間事業者のPPP/PFI事業への参入促進に努めます。

(2) 指定管理者制度の活用

[基本方針]

公の施設の管理に係る指定管理者制度については、施設の管理運営に民間能力の活用を図ることで住民サービスの向上と経費の節減等を目指すものであり、その趣旨を考慮して、積極的な導入に努めます。

[取組事項]

- ① 指定管理者制度の導入によるサービスの向上と経費の節減が見込まれる場合は、個別法の制約や業務の専門性・特殊性、民間事業者の状況等を確認のうえ、指定管理者への管理移行を進めます。

(3) 施設の統廃合

[基本方針]

平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めました。

今後は、個別施設計画を策定し、継続的なマネジメントを推進します。

[取組事項]

- ① 機能を果たし終え、老朽化が進んだ施設については、廃止を進めます。
- ② 施設の統廃合については、利用状況や耐震診断結果及び将来的な施設の適正配置等を考慮して、市民の理解を得ながら、耐震改修等と併せて進めます。

4 財政運営の改革

(1) 経費の節減及び収入の確保

[基本方針]

本市は、経費全般について見直しを行い節減に努め、また、税をはじめ自主財源の確保に努めてきました。今後も予算の厳正な執行を図るとともに、経費全般について徹底的な見直しを行い、節減合理化を図ります。市税については、口座振替やコンビニ収納の促進、電子環境の対応、差押え、公売の実施及び長野県地方税滞納整理機構の活用を行い、引き続き課税対象の正確な把握と滞納整理の着実な実施により、積極的な収納率の向上に努めます。

また、水道料金や各種使用料等の収入についても、受益者負担の原則を踏まえ、適正化や収納率の向上に努め、独立採算や自主財源の確保を図ります。

公共工事については、地域の実情や生活者の視点を勘案しつつ、「公共工事コスト縮減に関する諏訪市行動計画」に基づき、コストの縮減に積極的に取り組みます。

[取組事項]

- ① 職員のコスト意識の高揚を図り、事務費をはじめ経費全般の徹底的な節減に努めます。
- ② 改正省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正）に則った、省エネ・省資源への取組を進めます（クールビズ、ウォームビズ、ノー残業デー、ライトダウンキャンペーン、エアコン・照明・待機電力の節減等）。
- ③ 滞納者への早期対応を図り、滞納繰越が発生しないよう努めるとともに、大口困難案件については、長野県地方税滞納整理機構へ移管し、収納率の向上に努めます。
- ④ 利用料金等の適正化と明確な減免規定の運用を図り、増収効果等の検証をしながら、施設利用のあり方を検討します。
- ⑤ 国庫補助金の受入れについては、担当部課において、必要性や効果等を判断した上で、関係部課等と十分協議を行います。
- ⑥ 環境に配慮したライフサイクルコストの低減に留意し、工事箇所の集中化、新技術を活用した工事期間の短縮等、工事発注の効率化により経費の縮減を図ります。
- ⑦ 「ふるさと寄附」の有効活用のほか、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディング*9を積極的に導入し、地域活性化とともに、収入の確保に努めます。
- ⑧ 新たな収入源の確保のため、公共施設の名称に社名等の愛称を付けることができる、ネーミングライツ*10の募集などに取り組みます。

(2) 財政構造の改善と財政状況の分析と公表

[基本方針]

近年の財政運営については、義務的経費の抑制に鋭意努力してきましたが、今後も地方財政計画の規模を注視し、経費の増加の抑制を図りながら、自主的かつ計画的に財政構造の改善に努めます。

地方行政の健全化を図るため制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標の健全化判断比率と、公営企業ごとの資金不足比率の算定と公表を行っていますが、いずれも健全化基準内の比率となっています。今後も自主財源の確保と歳出の節減等により、更なる比率の低下を図ります。

[取組事項]

- ① 人件費・公債費等の義務的経費の増加を計画的に抑制します。
- ② 各種基金の繰替運用を継続的に進めます。
- ③ 建設事業については、市民要望を的確に捉え、中長期的な計画に基づき実施するとともに、適正な規模で発注します。
また、発注にあたっては財源確保を図り、適正な市債の発行に努めます。
- ④ 健全化判断比率の経年変化を分析するとともに、類似団体等との比較を行い、本市の特性を把握して効率的な財政運営を目指します。
- ⑤ 財政状況の透明性の向上と住民に配慮した、分かりやすい開示を実施します。

(3) 入札・契約制度等の改善

[基本方針]

公共工事の入札・契約に対する住民の信頼を確保するため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」により、今後も情報の公開をはじめとする更なる適正化に取り組みます。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき公共工事の品質の確保・品質低下の防止に努めます。

[取組事項]

- ① 入札談合等の不正行為を防止し、透明性、客観性及び競争性を高めるため、入札契約制度の改善について一層の推進を図ります。
- ② 小額な修繕工事については、起工手続を簡素化し、迅速な対応と小規模企業の受注機会の増大を図ります。
- ③ 工事成績評定の導入について検討します。
- ④ 総合評価落札方式を継続します。

(4) 補助金の改善

[基本方針]

本市の団体等への補助金については、平成21年4月に、「諏訪市補助金等交付規則」を改正し、全ての補助金の「取扱基準」を定めホームページに掲載することで、補助金が公正かつ効率的に使用される柔軟性のある補助制度としました。今後も積極的な情報の公表に取り組みます。

[取組事項]

- ① 補助金の交付団体、交付実績、担当課による評価等を公表します。
- ② 補助金制度の柔軟性を保つための方策を検討します。
- ③ 市民活動を積極的に支援する公募型補助金制度の活用に取り組みます。

(5) 土地開発公社、公営企業の経営の健全化

[基本方針]

諏訪市土地開発公社の運営については、国の指針に基づき、計画的に財務状況の改善を行ってきましたが、平成25年度に策定した「諏訪市土地開発公社の経営健全化に関する計画」に基づき、今後も引き続き、健全な財政運営を図るよう努めます。

水道事業会計、温泉事業会計及び下水道事業会計の健全化については、水道料金等の収納率の向上に努めるとともに、平成22年度には下水道事業における地方公営企業法の適用化に併せ、水道局組織の変更を行い、人員削減を含め合理化を図りました。今後も必要に応じ、組織の見直しを図ります。

また、水道局の移転により、転用による公共施設の有効活用とライフラインの管理拠点化が図られました。更に市民サービスの向上と公営企業として効率的な経営を進めます。

[取組事項]

- ① 「経営健全化に関する計画」に基づき、計画的な買取りを進めます。
- ② 保有する土地の必要性を定期的に見直し、処分を促進するよう努めます。
- ③ 土地開発公社の公共性に鑑み、情報の積極的な公表を図るよう

努めます。

- ④ 低金利資金が安全かつ適正に確保できるよう、資金調達の更なる改善に努めます。
- ⑤ 公営企業について、中長期的な経営計画として策定した「水道事業ビジョン」「温泉事業経営戦略」及び「下水道事業経営戦略」に基づいた事業運営をし、経営基盤強化等に取り組みます。
- ⑥ 組織の見直し、合理化を引き続き図るとともに、必要に応じて業務の民間委託化について検討します。

第六次諏訪市行政改革大綱 用語集

*1 施設 経営管理手法 ファシリティマネジメント (Facility Management)

業務用不動産（土地、建物、構築物、設備等）すべてを経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、運営し、維持するための総合的な管理手法。

*2 業務 継続 計画 B C P (Business Continuity Plan)

大災害や大事故、疫病の流行、犯罪被害、社会的混乱など、通常業務の遂行が困難になる事態が発生した際に事業の継続や復旧を速やかに遂行するために策定される計画。

*3 人工 知能 A I (Artificial Intelligence)

大まかには「知的な機械、特に、知的なコンピュータープログラムを作る科学と技術」とされている。

*4 R P A (Robotic Process Automation)

パソコンのマウスやキーボードの操作のソフトウェアによる自動化。

*5 シティプロモーション

市が有する地域資源や優位性を発掘・編集するなどにより、価値を高めると共に、市内外に効果的に訴求し、地域経済の活性化を図る一連の活動。

*6 生涯 総費用 ライフサイクルコスト (Life Cycle Cost)

製品や構造物などの企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用を意味する。

*7 民 設 民 営 P F I (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

*8 公 民 連 携 P P P (Public Private Partnership)

「民間にできることは民間に委ねる」という方針により、民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく手法。

*9 ガバメントクラウドファンディング

自治体などが事前に事業資金の用途を限定し、賛同者から寄付金を募集する仕組み。

*10 ネーミングライツ

スタジアムやアリーナ等の施設に、スポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利で、「命名権」とも呼ばれる。